

発委第 6 号

若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の全部改正について

若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の全部を改正する議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに若狭町議会会議規則（平成 17 年若狭町議会規則第 1 号）第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 18 日提出

若狭町議会議長 辻岡 正和 殿

提出者

議会改革特別委員会委員長 島津 秀樹

提案理由

若狭町議会議員政治倫理条例の制定に伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出する。

若狭町条例第 号

若狭町議会議員等の請負及び指定管理者の指定の状況の報告及び公表に関する条例

若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例(令和6年若狭町条例第17号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、若狭町議会議員（以下「議員」という。）、議員の2親等内の親族（以下「議員の親族」という。）又は議員の親族が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人及び清算人（以下「役員」という。）である法人並びに議員又は議員の親族が実質的に経営に携わる法人が若狭町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする場合及び議員の親族が役員である法人その他の団体又は議員の親族が実質的に経営に携わる法人その他の団体が若狭町から指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定を受ける場合の状況を公表すること等により、請負及び指定管理者の指定の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告の対象)

第2条 議員は、次に掲げる場合において、議長にその状況を報告しなければならない。

- (1) 議員又は議員の親族が若狭町に対し請負をする者又はその支配人であるとき。
- (2) 議員の親族が役員である法人が若狭町に対し請負をするとき。
- (3) 議員又は議員の親族が実質的に経営に携わる法人が若狭町に対し請負をするとき。
- (4) 議員の親族が役員である法人その他の団体が若狭町から指定管理者の指定を受けるとき。
- (5) 議員の親族が実質的に経営に携わる法人その他の団体が若狭町から指定管理者の指定を受けるとき。

(報告及び訂正)

第3条 議員は、前条各号のいずれかに該当するときは、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者にあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間をいう。以下同じ。）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。以下同じ。）における若狭町に対する請負及び指定管理者の指定（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。以下同じ。）について、議長に対し、別に定める方法により報告しなければならない。

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第4条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第5条 第3条の規定による報告及び訂正の書類は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の書類の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項の規定による写しの交付を受ける者は、議長が定める当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負及び指定管理者の指定から適用する。